

八戸学院大学・八戸学院短期大学公的研究費の管理・監査に関する規程

〔 制 定 平成 23 年 2 月 23 日 〕
〔 最終改正 平成 27 年 2 月 25 日 〕

(目的)

第1条 この規程は、文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づき、八戸学院大学・八戸学院短期大学（以下「大学等」という。）における公的研究費の管理・監査について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において公的研究費とは、国または国が所管する独立行政法人から配分される競争的な公募型の研究資金をいう。

(公表)

第3条 大学等は、公的研究費の管理・運営にかかわる者の責任と権限の体制を明確にし、学内外に公表するものとする。

(最高管理責任者)

第4条 公的研究費の管理・運営および研究活動の不正防止について、最終責任を負う者として最高管理責任者を置き、学長をもって充てる。

2 最高管理責任者は、統括管理責任者および部局責任者の責任ある公的研究費の管理・運営の執行のため、適切な指導力を発揮しなければならない。

(統括管理責任者)

第5条 最高管理責任者を補佐し、公的研究費の管理・運営を統括する実質的な責任と権限を有する者として統括管理責任者を置き、事務局長をもって充てる。

(部局責任者)

第6条 統括管理責任者を補佐し、公的研究費の管理・運営についての事務処理手続きに係る責任と権限を有する者として部局責任者を置き、事務局学務部長をもって充てる。

(環境の整備)

第7条 最高管理責任者は、公的研究費の不正な使用（以下「不正」という。）が行われる可能性が常にあるという前提のもとに、不正を誘発する要因を除去し、十分な抑制機能を備えた環境・体制の構築を図るものとする。

2 最高管理責任者は、次に掲げるところにより、研究者および事務職員が公的研究費を執行するにあたっての意識の向上を図るとともに、必要な措置を講ずるものとする。

(1) 研究者に対しては、公的研究費は研究者個人の発意で提案され採択された研究課題であっても、公的な資金から支給されるものであり、本学による機関管理が必要であるという基本原則を周知徹底する。

(2) 事務職員に対しては、専門能力をもって公的研究費の適正な執行を確保しつつ、効率的な研究遂行を目指した事務を担う立場にあるとの認識を浸透させる。

3 公的研究費の事務処理業務は、学校法人光星学院運営組織規程ならびに学校法人光星学院運営組織事務分掌細則に基づいて行うものとし、公的研究費の事務処理手続および執行については、各研究費に係る取扱要領等のほか学校法人光星学院経理規程等の学内諸規程の定めるところによる。

(相談窓口)

第8条 公的研究費の事務処理手続に関する学内外からの相談窓口を、学務部学務課に置く。

(通報窓口)

第9条 不正に関する学内外からの通報窓口を、総務部総務人事課に置く。

- 2 不正通報窓口において通報を受けたときは、直ちに最高管理責任者に報告しなければならない。
- 3 最高管理責任者が調査の必要を認めるときは、調査委員会を設置するものとする。
- 4 調査委員会の委員長および委員は、最高管理責任者が指名する者とする。
- 5 調査委員会は、調査の結果を速やかに最高管理責任者に報告しなければならない。

(不正防止計画の策定等)

第10条 最高管理責任者は、不正を発生させる要因に対する具体的な防止策を策定するとともに、不正防止の対応について学内外に積極的に公開するなど、不正防止計画の推進に努めなければならない。

(研究費の執行状況)

第11条 公的研究費の執行状況等の検証は、随時学務部学務課が行う。

(取引停止等)

第12条 物品等の購入等に関して不正な取引に関与した業者については、大学等との取引を停止する。

(内部監査)

第13条 公的研究費に関する内部監査は監査室が行うものとし、監査方法等は学校法人光星学院内部監査取扱規程に基づくものとする。

(懲戒)

第14条 調査委員会の調査および内部監査等の結果、不正が確認された職員については、学校法人光星学院就業規則および学校法人光星学院人事委員会規程に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

(規程の改廃)

第15条 この規程の改廃は、八戸学院大学・八戸学院短期大学運営会議の審議を経て学長が決定する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。